

学生納付金

大学（こども学部こども学科）

項目	前期	後期	年間
授業料	279,000円	279,000円	558,000円
教育後援会費	4,000円	4,000円	8,000円
学生会費	1,800円	1,800円	3,600円
合計	284,800円	284,800円	569,600円

※別途下記金額が必要となります。

入学金(入学時)280,000円

実験実習料(1～3年次前後期)40,000円

施設設備費(1年次前後期)90,000円

※新入生として必要な物品購入・新入生宿泊研修・教科書代等は別途必要となります。

※卒業学年は卒業アルバム代が別途必要となります。

※諸般の事情により金額の変更をすることもあります。

【学費減免制度】

「留学」の資格を有する私費外国人留学生は、授業料の40%が申請により減免されます。ただし、1年目は全員が減免の対象になりますが、2年目以降は前年度の成績が不振であった場合、減免の申請をすることはできません。

大学（こども学部国際教養こども学科）

項目	前期	後期	年間
授業料	279,000円	279,000円	558,000円
教育後援会費	4,000円	4,000円	8,000円
学生会費	1,800円	1,800円	3,600円
合計	284,800円	284,800円	569,600円

※別途下記金額が必要となります。

入学金(入学時)280,000円

実験実習料(1年次後期・2年次前後期)80,000円

施設設備費(1年次前後期)90,000円

※新入生として必要な物品購入・新入生宿泊研修・教科書代等は別途必要となります。

※卒業学年は卒業アルバム代が別途必要となります。

※諸般の事情により金額の変更をすることもあります。

【学費減免制度】

「留学」の資格を有する私費外国人留学生は、授業料の40%が申請により減免されます。ただし、1年目は全員が減免の対象になりますが、2年目以降は前年度の成績が不振であった場合、減免の申請をすることはできません。

短期大学部（実践食物学科）

項目	前期	後期	年間
授業料	225,000円	225,000円	450,000円
教育後援会費	4,000円	4,000円	8,000円
学生会費	1,800円	1,800円	3,600円
合計	230,800円	230,800円	461,600円

※別途下記金額が必要となります。

入学金(入学時)280,000円

実験実習料(1・2年次前後期)62,500円

施設設備費(1・2年次前後期)90,000円

※新入生として必要な物品購入・新入生宿泊研修・教科書代等は別途必要となります。

※卒業学年は卒業アルバム代が別途必要となります。

※諸般の事情により金額の変更をすることもあります。

【学費減免制度】

「留学」の資格を有する私費外国人留学生は、授業料の40%が申請により減免されます。ただし、1年目は全員が減免の対象になりますが、2年目以降は前年度の成績が不振であった場合、減免の申請をすることはできません。

短期大学部（実践保育学科）

項目	前期	後期	年間
授業料	225,000円	225,000円	450,000円
教育後援会費	4,000円	4,000円	8,000円
学生会費	1,800円	1,800円	3,600円
合計	230,800円	230,800円	461,600円

※別途下記金額が必要となります。

入学金(入学時)280,000円

実験実習料(1・2年次前後期)52,500円

施設設備費(1・2年次前後期)90,000円

※新入生として必要な物品購入・新入生宿泊研修・教科書代等は別途必要となります。

※卒業学年は卒業アルバム代が別途必要となります。

※諸般の事情により金額の変更をすることもあります。

【学費減免制度】

「留学」の資格を有する私費外国人留学生は、授業料の40%が申請により減免されます。ただし、1年目は全員が減免の対象になりますが、2年目以降は前年度の成績が不振であった場合、減免の申請をすることはできません。

短期大学部（介護福祉学科）

項目	前期	後期	年間
授業料	225,000円	225,000円	450,000円
教育後援会費	4,000円	4,000円	8,000円
学生会費	1,800円	1,800円	3,600円
合計	230,800円	230,800円	461,600円

※別途下記金額が必要となります。

入学金(入学時)280,000円

実験実習料(1・2年次前後期)75,000円

施設設備費(1・2年次前後期)90,000円

※新入生として必要な物品購入・新入生宿泊研修・教科書代等は別途必要となります。

※卒業学年は卒業アルバム代が別途必要となります。

※諸般の事情により金額の変更をすることもあります。

【学費減免制度】

「留学」の資格を有する私費外国人留学生は、授業料の40%が申請により減免されます。ただし、1年目は全員が減免の対象になりますが、2年目以降は前年度の成績が不振であった場合、減免の申請をすることはできません。